

平成 26年 10月 1日

事業者各位

主催 兵庫労働局長登録教習機関(兵労基安登録第1号)
(一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所

平成26年度 第2回
安全衛生推進者養成講習のご案内

常時10人以上50人未満の労働者を雇用する事業所については、労働安全衛生法（法第12条の2）により、『安全衛生推進者（一定の業種は衛生推進者）』の選任が義務づけられています。また、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」において、一定の業種であっても安全衛生推進者の資格を有する者を『安全推進者』として配置することが望ましいとされています。
つきましては、当事務所が兵庫労働局長の登録を受け、標題の講習を実施いたしますので、この機会に資格者の充足と選任を図られますようご案内いたします。

[記]

- 1. 日 時 平成 26年 11月 26日（水） 9：00～17：10
平成 26年 11月 27日（木） 9：00～12：05
- 2. 会 場 サンライズ淡路
(南あわじ市広田広田1466-1 TEL. 0799-45-1411)
- 3. 受講定員 60名 (定員になり次第締め切ります)
- 4. 受付期間 平成 26年 10月 1日（水）～ 11月 21日（金）
- 5. 受講料 安全衛生推進者 受講料 12,960円
テキスト代 1,296円 } 14,256円 (消費税込)
- 6. 申込方法 所定の申込用紙（当協会にありますので、予め取りにお越し下さい）に必要事項をご記入の上、『写真』を貼付け箇所（添付欄）に貼って、受講料を添えて下記へ申し込み下さい。
申し込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。
- 7. 申込先 (一社) 兵庫労働基準連合会 淡路事務所 (淡路労働基準協会内)
兵庫県洲本市桑間 295
(TEL：0799-23-0007・FAX：0799-23-0988)
- 8. その他 受講者は、講習当日の受付時に、本人確認の為の書類（自動車運転免許証等）の提示が必要です。

※ 提出していただいた個人情報、協会が責任を持って保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

9. 講習日程

1日目(11月26日)	時間	2日目(11月27日)	時間
作業環境管理及び作業管理	2時間	安全管理	2時間
休憩	5分	休憩	5分
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	1時間	関係法令(労働安全)	1時間
休憩(12時5分～)	55分		
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	1時間		
健康の保持増進	1時間		
休憩(15時～)	10分		
安全衛生教育	1時間		
関係法令(労働衛生)	1時間		

(注)午前、午後休憩すれば、その時間講習が延長になります。
(注)講習期間中の遅刻及び理由なき早退は不合格となります。

(参考)労働安全衛生法及びガイドラインで必要とされている安全衛生管理体制

事業場の規模	労働安全衛生法		安全推進者の配置等に係るガイドライン
	50人以上	10人以上50人未満	10人以上
林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・各種商品卸売業・家具建具じゅう器等卸売業・各種商品小売業・家具建具じゅう器小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業	安全管理者 衛生管理者 産業医	安全衛生推進者	
その他の業種	衛生管理者 産業医	衛生推進者	安全推進者